

1 監査テーマ及び監査対象

○監査テーマ：債権管理（県税に係るものを除く。）に関する財務事務の執行について

〔テーマ選定理由〕

- ・新型コロナウイルス感染拡大や物価高騰等の影響により社会情勢が不安定な中、県の財政収入を安定的に確保し、行財政基盤を確立するためには、債権の適切な運用管理が必要である。
- ・近年、中小企業等への融資等のニーズが高く、債権に関する有効な施策の実施や適正な債権の把握、効果的な債権回収等の債権管理の取組が官民ともに求められている。
- ・他県のコロナ給付金誤送金事件（不当利得の返還請求）を踏まえ、債権管理に係る適切な内部統制の実施や実効性の確保が求められる。

＜参考＞過去の債権関係をテーマにした監査実績

〔 H12・H18年：「貸付金」、H13年：「医業未収金」、H14年：「県営住宅の未収金」、
H21年：「特別会計の貸付事業」、H24年：「貸付金の未収金」、R4年：「大分県奨学会の貸付事業」 〕 ⇒ 今回これらを横断的に監査

○監査対象：8部局が所管する48債権※／全85債権 ※対象とした債権は「貸付金」及び「税外未収金（R4年度末残高5百万円超）」

部局名	債権数	主な債権
企画振興部	1債権	大分県地域活力づくり総合補助金
福祉保健部	12債権	医師修学資金、医師研修資金、看護師等修学資金、母子父子寡婦福祉資金
生活環境部	2債権	行政代執行費用、環境保全協力金
商工観光労働部	7債権	高度化資金、県制度資金預託、労働福祉制度資金、おおいた中小企業活力創造基金造成資金
農林水産部	17債権	大分県農業経営改善促進資金、沿岸漁業改善資金、林業・木材産業等改善資金
土木建築部	3債権	港湾使用料、県営住宅使用料
病院局	1債権	個人医業未収金
教育庁	5債権	大学奨学金貸与事業、大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨学金、地域改善対策奨学金

2 主な指摘事項

○結果：91件（不備事項：6件、改善事項：25件、勸奨事項：60件）

区分	指摘項目	主な指摘事項
不備	事務処理の 合規性	貸付先に提出を求めている延滞状況の報告書について、契約書と要領との間で提出時期の不整合が生じていた。また、実際の報告日が契約書と要領の定めた期限を双方とも超過していた。【農業改良資金貸付金・違約金】
		特定の借受者に係る延滞金が適切に計上されていなかった。【農業改良資金貸付金・違約金】
		既に過年度に時効が成立し、不納欠損処分を行うべきであった債権の処理が後年度に行われていた。【港湾使用料】
		事務処理要綱に同一の条項が2か所存在するなど規定が未整備であった。【沿岸漁業改善資金】
		大分県畜産公社から県への報告資料の日付と通帳の記帳日に不整合が見られた。【大分県肉用牛生産基盤拡大支援事業】
		大分県畜産公社から県への報告書の様式が要綱で定められたものではないにもかかわらず、継続して受理されていた。【大分県肉用牛生産基盤拡大支援事業】

区分	指摘項目	主な指摘事項
改善	実効性の担保	連帯保証人について、独立して生計を営む成年者ではない保証人が設定されているケースがあり、適格な保証人が設定されているかの確認を行うべきである。【医師修学資金】
		担保や保証の検討資料が確認できなかった。設備資金に係る金額の大きな貸付金については、債権保全の観点から対象設備について可能な限り担保を徴求することが望ましい。【産地食肉センター整備事業資金】
		新規ビジネスに対して補助金を交付する場合、単に事業計画を入手するだけではなく、中小企業診断士等の専門家に意見を仰ぎ、可能な限り事業計画の実行可能性を検討する必要がある。【大分県地域活力づくり総合補助金】
	効率性・経済性 ／事業の有効性	毎期の回収額が少額である。債務者の資産、所得の状況から現状より回収額を引き上げるのは難しいため、回収に係る費用を勘案し、債権回収業者への業務委託も検討すべきである。【行政代執行費用】
短期貸付金を每期繰返し融資しているが、実質的には長期的な貸付けが行われているとみなされるべきである。単年度融資とすることの是非を再検討し、反復かつ継続的に行う貸付けは長期貸付金に切り替えることが望まれる。【おおいた中小企業活力創造基金造成資金】		
勸奨	効率性・経済性 ／事業の有効性	単年度予算の必要性から県と大分県農業農村振興公社との間で貸付契約書を毎年度締結しているが、そのたびに印紙代(公社負担)が発生している。例えば、電子契約への変更、議会の議決を得た場合には自動更新できる旨の契約書の導入など他のスキームを検討して本当に現在のやり方が3Eの観点から望ましいものであるかを見直す余地がある。【世界農業遺産ファンド推進事業貸付金】
		提供されている資金によっては、利用実績が乏しいものも見受けられる。長期にわたり利用実績が乏しい資金については、必要に応じて見直しを検討することが望ましい。【県制度資金預託】
	公平性の確保	遅延損害金の徴収について、他の適時納入者との公平性及び債権回収を促す観点から、検討すべき余地がある。【個人医業未収金】

3 まとめ

(1) 適正な債権管理と実効性の担保

- ・ 規程等に基づく **適正な事務処理** や **適時適切な処分** を徹底するとともに、実態に応じて **規定の見直し** を検討すべき。
- ・ **担保** や **保証** の徴求など制度設計時から検討し、**債権回収の実効性を高める** 必要がある。
- ・ **貸付金や補助金の貸付(交付)審査** にあたっては、回収不能とならないよう、事業計画等の **審査を強化** し、必要に応じて **専門家の意見を仰ぐ** ことも必要。

(2) 債権回収の最適化

- ・ **実質的に徴収不能となっている債権** の回収業務を継続しているものは、**事務の効率性** や **費用対効果** を鑑み、**不納欠損処理** を検討する余地がある。
- ・ **回収額の増加が見込めない未収金** については **外部委託** を検討し、**既に外部委託している債権** についても **モニタリング** による滞納整理状況の把握等を行い、回収業務の最適化を図ることが必要。

(3) 効率的・効果的な貸付事業の見直し

- ・ **長期にわたり実績が乏しい貸付金** や **年度によって実績がない貸付金** などについては、**ニーズの把握** や **制度の周知** に課題がないか等を改めて検討し、必要に応じて **予算規模の適正化** や **事業メニューの見直し** を図る必要がある。
- ・ 年度当初に貸付し年度末に返済される **短期貸付金を每期繰返ししているもの** については、**年度ごとに生じる事務手続のコスト** や **契約に係る印紙代負担** など、経済性 (Economy)、効率性 (Efficiency)、有効性 (Effectiveness) の **3Eの観点から、必要に応じて見直し(電子契約への変更、契約の自動更新、長期貸付金への切り替えなど)** を図る必要がある。

監査人からの提言事項

(1) 債権放棄に係る対応

債権放棄には、一般的に議会の議決による権利の放棄や免除の手続が必要となるが、他の自治体では、より迅速に不納欠損処理を行えるよう債権管理に関する条例を定めているところもある。合理的な債権管理の基準、債権放棄に関する長の権限等を定めたいうえで、それに従って速やかに債権放棄を行えるよう条例を整備することができれば、回収可能性が極めて低い債権の徴収事務よりも本来回収すべき債権の徴収事務に人的資源を傾けることができ、管理事務の効率化が期待できることから、検討する余地がある。

(2) 債権回収に伴う法的手続の対応

支払督促に異議申立てがなされた場合や少額訴訟を提起する場合など、債権回収を図るために法的手続を行う際には、原則として議会の議決が必要になる。しかし、頻繁に発生する比較的軽微な事項についてまで議会の議決を得ることは、実務上煩雑になり非効率と言わざるを得ないため、知事の専決処分の活用を検討する余地がある。

(3) 債権の一元管理

債権管理業務は、滞納し回収困難なものを含めて各々の所管課で行われているが、効率性や回収率向上の観点から、金額的に重要な債権や高度かつ専門的な知識・ノウハウを必要とする債権については、専門部署を設けて一定基準以上の延滞債権を集約し、一元管理することができないか検討して頂きたい。

(4) 私債権に係る情報共有

債務者によっては、複数の所管課に債権が存在する者もいると思われるが、その債務者に係る情報を各々の所管課が個々に収集することは非効率である。債務者の情報を所管課相互間で情報共有することができれば、管理コストの削減や効率的な債権回収が期待できるため、個人情報の保護に留意した上で、情報共有が可能かどうか、名寄せのシステム構築が可能か否か検討されたい。

(5) 徴収不能引当金等の計上

貸借対照表上に計上されている徴収不能引当金や延滞金・加算金等は法令や国のマニュアルに従って処理されており、合規性の観点からは何ら否定されるものではない。しかし、貸借対照表上で県の有する債権の実態をより正確に表すためには、個別に回収可能性を検討して徴収不能見込額を計上することや未調定債権であっても既に発生している延滞金等を計上することが必要であると考えられる。県の財政状況を適切に表すために、貸借対照表に計上することができないか検討されたい。